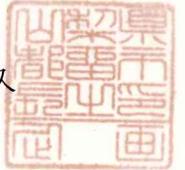


都企収第63号  
平成30年6月22日

公立大学法人都留文科大学  
理事長 横内 正明 様

都留市長 堀内 富久



公立大学法人都留文科大学が徴収する料金の上限の定めの変更の認可について（通知）

平成30年5月15日付け都文大総発第16号で申請のあったこのことについて、別紙のとおり認可したので通知します。



都留市指令 都企収第63号

都留市田原三丁目8番1号  
公立大学法人都留文科大学

平成30年5月15日付け都文大総発第16号により申請のあった公立大学法  
人都留文科大学が徴収する料金の上限の定めの変更については、地方独立行政法人  
法第23条第1項の規定により認可する。

平成30年6月22日

都留市長 堀内 富久



議第 49 号

公立大学法人都留文科大学が徴収する料金の上限の定めの変更の認可に関する件

地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 23 条第 1 項後段の規定により、公立大学法人都留文科大学が徴収する料金の上限の定めの一部を次のとおり変更することについて認可する。

別表中

「

研究料	研究生	1 月につき	28,900 円
-----	-----	--------	----------

」

を

「

転学部・転学科検定料	転学部・転学科生	1 件につき	18,000 円
研究料	研究生	1 月につき	28,900 円

」

に改める。

原案どおり可決する

平成30年6月22日

都留市議会議長 小俣 武

この決議書抄本は原本と相違ありません

平成30年6月22日

都留市議会議長 小俣 武

